

リサイクルインクカートリッジ2007年11月8日最高裁判決について

本日、リサイクルインクカートリッジの特許侵害について、最高裁判所第一小法廷において、上告が棄却されました。「特許権者は純正品を販売する際に特許の対価を取得しており、インクカートリッジのリサイクル品に対してまで特許権を行使することはできない」との当社主張を退ける判断がなされたことは、誠に遺憾です。

本件は、平成16年4月に東京地裁に訴えが提起されたことに端を発しますが、現在はその当時と比べて環境問題、地球温暖化対策についての社会的重要度が格段に増えています。リサイクルインクカートリッジの普及は環境保護や地球温暖化対策の一つとして社会的に重要な意義を有するものですが、本件はそれに悪影響を与えるものとして、大変憂慮しております。

もっとも、本件が社会的注目を集めたことによって、インクカートリッジがリサイクルに値する商品として消費者の皆様にも認識され、インクカートリッジ市場全体におけるリサイクルインクカートリッジのシェアは、約10パーセントにまで大きく成長しました。

私どものような中小企業が世界的大企業でありますキヤノンと数年間にわたって係争を続けることは想像を絶する大変な労力を要するものではありませんでしたが、結果としてリサイクルインクカートリッジをより広く普及する一助となることができたことを誇りに思います。

また、当社がこの係争を最後まで戦い抜くことができたのは、日比谷パーク法律事務所の弁護士一同の尽力によるものであり、結果的に当社の主張が退けられたとはいえ、高度な専門的知見をもってベストを尽くして活動していただいたことに謝意を表します。

そして1、2審判決後多数の消費者様からも励まし等のメールを頂戴したことに謝意を表します。

当社は、本裁判で問題視されたりサイクル製法を既に変更し、現在取り扱っている商品は新しいリサイクル製法によるものですので、当社の商品は今後も安心してご使用していただくことができます。当社は、今後も環境保護第一としてリサイクル商品の開発を進め、社会貢献を果たして行く所存でございます。

なお、今回の判決に際して、多くのお客様からお問い合わせ・ご質問を頂戴しておりますので、現時点での弊社の考え方をコメントとして発表させていただきます。

●裁判に至った経緯は？

平成15年にリサイクルインクのパイオニアとして、中国から試験輸入した約2,000個が訴訟対象となりました。限定された製品数・製造方法が問題となったのであって、その後の製品や現在の製品については、全く関係がございません。

●今後は、どうなりますか？

本裁判で問題視されたりサイクル製法ではなく、既に新しい製法によって製品を製造・販売しております。

既にご購入いただいたユーザーの皆様には、安心して引き続きお買い求めいただけます。

今後も、使い易く高品質な商品を販売すべく努力してまいります。

●環境問題については？

弊社がリサイクルインクカートリッジを販売開始した当時とは違い、ますます環境保護と省資源への取り組みは重要となっております。リサイクルインクカートリッジは環境配慮商品あるいは省資源商品としてユーザーの皆様のご多大なご支持を頂いております。これからも環境を重視し、人と地球に優しい商品を製造・販売して参ります。